

（施策における防災上の配慮等）

第八条 国及び地方公共団体は、その施策が、直接的なものであると間接的なものであるを問わず、一体として国土並びに国民の生命、身体及び財産の災害をなくすることに寄与することとなるように意を用いなければならない。

2 国及び地方公共団体は、災害の発生を予防し、又は災害の拡大を防止するため、特に次に掲げる事項の実施に努めなければならない。

一～十一 （略）

十二 地方公共団体の相互応援に関する協定の締結に関する事項

十三～十八 （略）

3 （略）

千葉市及び取手市災害時相互応援に関する協定

(協定の趣旨)

第1条 千葉市及び取手市(以下「協定自治体」という。)は、協定自治体の区域内において地震等の大規模な災害(災害対策基本法第2条第1号に規定する災害をいう。)が発生し、被害を受けた市(以下「被災自治体」という。)が独自では十分な応急措置が実施できない場合に、被災自治体の要請にこたえ、当該災害により被害を受けていない自治体が友愛的精神に基づき、被災自治体に対する応急対策及び復旧対策を円滑に遂行するため、次のとおり協定を締結する。

(応援の種類)

第2条 応援の種類は、次のとおりとする。

- (1) 応援、救助及び応急復旧に必要な職員の派遣
- (2) 食糧、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資機材の提供
- (3) 被災者の受け入れ
- (4) 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供
- (5) ボランティアの斡旋
- (6) 前各号に掲げるもののほか、特に要請のあった事項

(応援の手続き)

第3条 応援を要請しようとする被災自治体は、次の事項を明らかにし、第6条に定める連絡担当部課を通じて、電話、電信等により要請するものとする。この場合において、被災自治体は必要事項を記載した文書を後日、速やかに送付しなければならない。

- (1) 被害の状況
- (2) 前条第1号に掲げる応援を要請する場合にあっては、職員の職種、人数及び業務内容
- (3) 前条第2号から第4号までに掲げる応援を要請する場合にあっては、物資等の品名、数量等
- (4) 応援場所及び応援場所への経路
- (5) 応援期間
- (6) 前各号に掲げるもののほか、必要と認める事項

(応援の実施)

第4条 応援を要請された自治体は、法令その他特別に定めがある場合を除くほか、極力これに応じ、応援活動に努めるものとする。

- 2 協定自治体は、前条の規定にかかわらず、協定自治体のいずれかの区域において地震等の大規模な災害が発生したことが明らかなる場合、自らの判断に基づき自主応援活動を実施するものとする。
- 3 自主応援活動を開始した場合は、応援の内容を被災自治体に速やかに連絡するものとする。

(応援経費の負担)

第5条 応援に要した経費は、原則として応援要請自治体が負担することとし、災害復旧後、両自治体協議のうえ速やかに清算するものとする。

(連絡担当部課)

第6条 協定自治体は、あらかじめ相互応援のための連絡担当部課をそれぞれ定め、災害が発生したときは、速やかに情報を交換するものとする。

(受入体制)

第7条 協定自治体は、被災者、救援物資及び派遣職員を受け入れるための場所又は施設を相互に提供するものとする。

(資料の交換)

第8条 協定自治体は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、地域防災計画その他参考資料を相互に交換するものとする。

(応援職員の指揮)

第9条 被災自治体から応援要請を受け派遣された職員は、現地に到着後、被災自治体の指揮下にて行動するものとする。

(訓練等の実施)

第10条 協定自治体は、協定の実効性を確保するために、それぞれが実施する防災訓練等に、相互に参加するよう努めるものとする。

(効力等)

第11条 この協定は、協定締結の日からその効力を発するものとする。

- 2 この協定の締結後、協定自治体のどちらか一方がこの協定を破棄しようとする場合は、相手方協定自治体に対し、この協定を破棄しようとする日から起算して6か月前までに、文書をもってその旨を通知しなければならない。

(その他)

第12条 この協定の定めのない事項で、協定の実施に関し特に必要が生じた場合は、その都度協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、この協定書を2通作成し、協定自治体が記名、押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成20年5月22日

千葉市 千葉市長

茨城県取手市 市長



災害時相互応援協定

(趣旨)

第1条 この協定は、~~松江市~~と~~藤岡市~~による都市連携懇談会の基本理念に基づき、いずれかの市域において災害が発生したとき、又は発生のおそれがある場合に、相手方の要請にこたえ、予防、応急対策及び復旧対策が円滑に遂行されるよう、相互の支援体制について、必要事項を定めるものとする。

(応援の内容)

第2条 応援の内容は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 食糧・飲料水及び生活必需品並びにその供給に必要な資機材の提供
- (2) 被災者の救出、医療、防疫及び施設等の応急復旧に必要な資機材及び物資の提供
- (3) 救援及び救助活動に必要な資機材及び物資の提供
- (4) 応急対策及び復旧活動に必要な職員の派遣
- (5) 避難所等の相互使用、緊急輸送路の共同啓開等行政境界付近における必要な措置
- (6) 児童・生徒等を一時受入れるための施設の提供又は斡旋
- (7) ボランティアの斡旋
- (8) 津波災害発生危険時の避難誘導活動に係る相互応援
- (9) 警戒宣言発令時の情報の共有及びその他必要な措置
- (10) 前各号に掲げるもののほか、特に要請があった事項

(応援の要請)

第3条 応援を要請するときは、次に掲げる事項を明らかにし、電話等により要請を行い、後日速やかに当該事項を記載した文書を提出する。

- (1) 被害又は被害が予測される状況
- (2) 前条第1号から第2号に掲げる応援を要請する場合にあっては、資機材及び物資等の品目、規格及び数量等
- (3) 前条第4号に掲げる応援を要請する場合にあっては、職員の職種及び人数
- (4) 前条第5号に掲げる応援を要請する場合にあっては、施設、業務の種類及び所在地
- (5) 前条第6号に掲げる応援を要請する場合にあっては、児童・生徒等の人数
- (6) 応援場所及び応援場所への経路
- (7) 応援の期間
- (8) 前各号に定めるもののほか、必要な事項

(応援の実施及び指揮)

第4条 両市は、応援の要請を受けた場合、可能な限りにおいて応援に努めるものとする。

2 職員の派遣を伴う応援については、原則として応援を要請した市の指揮のもと活動するものとする。

(応援経費の負担)

第5条 応援に要した経費は、応援を要請した市の負担とする。ただし、両市の協議によっては、この限りではないものとする。

2 第2条第4号の規定により派遣された職員（以下「派遣職員」という。）がその活動中又はその活動に従事したことにより被った災害に対する補償は、応援を行った市が行うものとする。

3 派遣職員が応援活動中に第三者に損害を与えた場合においては、被災地との往復途中に生じたものを除き、応援を要請した市がその損害の賠償に要する費用を負担するものとする。

(応援の自主出動)

第6条 両市は、災害が発生し、被災市への連絡がとれない場合で緊急に応援を行う必要がある

ると認められるときには、その職員を被災市域に派遣し、情報収集を行い、当該情報に基づき自主的判断により応援を行うものとする。

2 自主出動した場合には、被災市に対し応援内容を速やかに報告するとともに、収集した情報を提供するものとする。

(連絡担当部課)

第7条 両市は、あらかじめ相互応援に関する連絡担当部課を定め、第3条に掲げる要請に関する事項の連絡を確実、かつ円滑に行うものとする。

(防災情報の共有等)

第8条 両市は、災害の予防と災害発生時の円滑な初動対応等を図るため、防災に関する情報の共有に努めるとともに、市民等への災害情報の提供を行うものとする。

(防災訓練の相互参加)

第9条 この協定に基づく相互応援が円滑かつ迅速に行われるよう、両市が主催する防災訓練に相互に参加するよう努めるものとする。

(平常時の協力体制)

第10条 両市は、災害時における隣保共同の精神の重要性に鑑み、市域を越えた地域住民等の連帯意識の醸成等を図るため、平常時から連携、協力し、市民等への防災意識の啓発、並びに指導、育成等を行うものとする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、両市が協議して決定するものとする。

(有効期間)

第12条 この協定の有効期間は、締結の日から平成23年3月31日までとする。

2 前項の期間満了1ヶ月前に、両市いずれの側からもこの協定を改訂する意思表示がないときは、さらに1年間有効期間を延長するものとし、以後この例による。

3 両市は、この協定の期間中であっても双方協議してこの協定を改訂することができる。

この協定の成立を証するため本書2通を作成し、双方記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成23年 2月 7日

~~松江市~~
松江市
市長

松尾 崇



~~藤岡市~~
藤岡市
市長

~~海夫 枝 壽~~

